

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 外 1 - 4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月18日

【会社名】 ナティクス
(Natixis)

【代表者の役職氏名】 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門アジア太平洋チーフ・エクゼクティブ
アラン・ガロワ
(Alain Gallois, Chief Executive, Corporate and Investment Banking Asia Pacific)

【本店の所在の場所】 フランス、75013 パリ市ピエール・マンデス - フランス通り30番地
(30, avenue Pierre Mendès France, 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1157

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 14億8,400万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年5月25日
効力発生日	平成30年6月2日
有効期限	平成32年6月1日
発行登録番号	30 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30 - 外 1 - 1	平成30年6月15日	1,994,000,000円		該当事項なし
30 - 外 1 - 2	平成30年6月15日	2,849,000,000円		該当事項なし

30 - 外 1 - 3	平成30年 7月18日	7,723,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		12,566,000,000円	減額総額	0円

【残額】 487,434,000,000円

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<ナティクス 2023年7月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建社債に関する情報>

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額または売出振替社債の総額	14億8,400万円
売出価額の総額	14億8,400万円

本社債の利率は以下のとおりである。

- (1) 2018年7月26日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から2018年10月10日（同日を含まない。）までの利息期間について： 年率2.50%
- (2) 2018年10月10日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの各利息期間（以下「変動利息期間」という。）について： 以下に従って決定される利率：
 - () 当該変動利息期間に係る評価日におけるすべての対象株価指数に係る評価価格がそれぞれの基準価格と等しいか、またはそれを上回る価格である場合： 年率2.50%
 - () 当該変動利息期間に係る評価日における少なくとも1つの対象株価指数に係る評価価格がその基準価格を下回る価格である場合： 年率0.10%

2 【売出しの条件】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本社債の要項の概要

1. 利息およびその他の計算

(a) 利率および発生

- (イ) 2018年7月26日（利息起算日）（同日を含む。）から2018年10月10日（同日を含まない。）までの利息期間について適用される利率は年率2.50%であり、当該利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき5,139円である。
- (ロ) 2018年10月10日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までの各利息期間（変動利息期間）について適用される利率は以下に従って決定される。
 - () 当該変動利息期間に係る評価日におけるすべての対象株価指数に係る評価価格がそれぞれの基準価格と等しいか、またはそれを上回る価格である場合、当該変動利息期間に適用される利率は年率2.50%とし、当該利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき6,250円である。

- () 当該変動利息期間に係る評価日における少なくとも1つの対象株価指数に係る評価価格がその基準価格を下回る価格である場合、当該変動利息期間に適用される利率は年率0.10%とし、当該利払日に支払われる利息額は額面金額100万円の各本社債につき250円である。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本社債に関する2018年7月付発行登録目論見書（訂正を含む。）をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では平成30年7月18日付発行登録追補書類のうち、上記の発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第2 【参照書類の補完情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。